

第2 「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」の一部改正について（平成22年3月30日安指第577号 予防部長通知）

就寝施設を有する防火対象物については「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針（平成11年3月31日消指第296号）」により防火安全対策の指導を行っているところですが、作成から10年以上が経ち、その間に消防法令等が改正され、用語の整理等の必要が生じたため、本指針の一部改正を行いましたので、所属職員に周知されるよう通知します。

1 主な改正概要

(1) 用語の定義

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）により、パッケージ型自動消火設備がスプリンクラー設備に代えて用いることができる、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として取扱われたことから、当該項目を削除しました。

(2) 適用の範囲

ア 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例（平成8年3月25日消指第300号）」が「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）の公布に伴い廃止されたため当該部分を削除しました。

イ 「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成19年政令第179号）において、令別表第1(6)項が改正されたことに伴い、用語の整理を行いました。

(3) 出火防止対策

防災製品について、グループホームの火災において、石油系材料のソファが延焼拡大の要因になったことから、布製の家具類についても防災製品の使用を指導することとしました。

(4) 消防用設備等

ア 令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物のうち、スプリンクラー設備の設置されないものにあつては、火災の拡大を防ぐ上で早期の覚知が必要なことから、規則第23条の規定にかかわらず居室に設ける感知器は煙式としました。

イ 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち、職員が夜間不在又は少人数となるものにあつては、通報が適確に行えないおそれがあることから、自動火災報知設備と連動した火災通報装置を設置することとしました。

(5) 消防活動・救助対策

ア 消防水利については、平成16年6月に「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を制定し、一定規模以上の共同住宅や開発行為を伴う令別表(6)項関係の防火対象物に対して設置を義務化したため、本指導指針から削除しました。

イ 消防用活動空地の指導については、「消防用活動空地の指導指針」（平成16年8月消計第129号）を制定したため当該基準により運用することとしました。

(6) その他

用語の整理を行いました（令別表第1(6)項関係、石綿スレート、一斉式非常放送設備等）。

2 指導時の留意事項

本指針は、建築確認申請又は計画通知がなされる建築物について運用するものとされていましたが、既存の防火対象物についても改修の機会等をとらえて指導することとします。

1 改正経過

就寝施設を有する防火対象物等については、「ホテル、病院等の建築同意に係る避難施設の指導指針について（昭和60年11月20日消指導第211号）」及び「高齢者専用防火対象物の建築設計に係る防災上の安全指導指針について（昭和62年5月22日消企第31号・消指導第52号）」を定め防火安全対策の指導を行っているところですが、両指針とも作成後10年以上を経過し、次の理由などから基準の見直しが必要となっていました。そこで現状の社会情勢等にあった合理的な防火安全対策を作成するため、平成9年度の「横浜市消防設備指導基準等検討委員会」において約1年間の検討を行い、「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全対策に関する調査検討報告書」が平成10年4月13日に消防局長あて提出され、これを基に新たな指針を作成したものです。

- (1) ホテル、病院等について、高層化したものが現れるなど避難バルコニーの設置が必ずしも合理的な対策とは言えず、また、消防法令で設置義務のない避難バルコニー等を一律に制約を課することが難しくなっていること。
- (2) 消防法令に関して、昭和62年の東京都東村山市の特別養護老人ホーム「松寿園」の火災を契機に、病院、社会福祉施設等に対するスプリンクラー設備の設置範囲が拡大したこと、また、平成6年の福島県福島市の飯坂温泉の火災を契機にホテル、病院、社会福祉施設等に対する消防機関へ通報する火災報知設備の免除規定がなくなり設置を要することとなったこと。
- (3) 現在の社会情勢から法令等に基づかない指導はできるだけ縮小する傾向にあること。
- (4) 就寝施設に対する2つの指針をとりまとめ、消防法令において規定されていない部分を補うことを含め防火対象物の使用実態に合った合理的な防火安全対策を示し、市民の安全に対する要望に応える必要があること。

2 主な概要

- (1) 適用対象を令別表5項イ、5項ロ、6項イ及び6項ロとし、就寝施設を有する点に着目して共通する対策と、各対象物ごとに必要な対策を規定しました。
- (2) 適用範囲について、自動火災報知設備の設置対象で3階以上を基本とし、高齢者等専用のものについては2階以上としました。
- (3) スプリンクラー設備等の初期消火能力の高い設備を設置した防火対象物について、避難バルコニーや防火区画の設置等の規制の一部について制約を課さないこととしました。
- (4) 病院、社会福祉施設等では、利用者等の避難が最重要となるため、就寝施設の存する階は廊下等で2以上に防火区画をすることや、病院の手術室等で避難困難な室を防火区画し、一時避難を確保することとしました。

3 運用上の留意事項

- (1) 用語について
高齢者とは、概ね65歳以上の者とします。
- (2) 増改築等について
増改築等によりこの指針の適用対象物となるものにあつては、申請部分が対象となりますが、建築主、設計者等の理解を求め、既存部分についても本指針に適合するよう指導して下さい。
- (3) 適用対象について
消防法施行令第8条に規定する区画があつても、指針の適用にあつては同一の防火対象物とみなします。
- (4) 消防用設備等について
高齢者等専用の対象物で消防法施行令等の技術上の基準により設置したことにより、支障があり、又はいたずら等が考えられる場合は、当該基準と異なった設置方法でも認めて差し支えないものとします。

(5) 消防水利及び消防用活動空地について

消防水利及び消防用活動空地については、警防部計画課が主管となり設置を指導しますが、その運用については別途主管課から通知する予定です。

(6) 防火管理について

出火防止や避難対策として防火管理面からも次の対策をとるよう指導することが望ましいものであること。

ア 令別表6項イ及びロの防火対象物にあつては、就寝施設内は禁煙とし、その他の場所にあつては喫煙場所を特定すること。また、消毒用のアルコール等の危険物の保管場所、小分け作業室は火気のない専用の部屋とし、保管場所等は施錠すること。

イ 高齢者等に対しては、避難が容易となる階、又は部分に配置されている部屋を提供すること。

(7) その他

この指針は消防法令、建築基準法令及び火災予防条例の一般的基準並びに関係基準、指針等の内容を当然適用することを前提として横浜市消防局建築防火事務処理規程第8条に基づき定めたものです。また、適用にあたっては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）の趣旨に基づき、行政指導となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導を行ってください。

4 運用期日

この指針は、平成11年6月1日以降に建築確認申請又は計画通知がなされる建築物について運用するものとします。ただし、関係者の理解が得られるものにあつては同日前に運用しても差し支えないものとします。

なお、この指針の運用に伴い、次の通知は廃止します。

- ・「ホテル、病院等の建築同意に係る避難施設の指導指針（昭和60年11月20日消指導第211号）」
- ・「高齢者専用防火対象物の建築設計に係る防災上の安全指導指針について（昭和62年5月22日消企第31号・消指導第52号）」

就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針

第1 目的

この指針は、人命の安全を確保する観点から、就寝施設を有する防火対象物について関係法令等によるほか、当該防火対象物の特性を考慮しつつ、出火防止対策、火災拡大防止対策、避難対策等に関し、具体的な基準を定め、火災等の災害の予防及び被害の軽減に資することを目的とする。

第2 用語の意義

- 1 就寝施設 宿泊、居住、入院、療養等を目的に就寝する部分を有する室（仮眠室を除く。）をいう。
- 2 高齢者等 高齢者、障害者、病院の患者をいう。

第3 適用の範囲

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(5)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡以上あり、かつ、3階以上の階に就寝施設を有するもの
- 2 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡以上あり、かつ、3階（高齢者等専用のものにあつては2階）以上の階に就寝施設を有するもの
- 3 令別表第1(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡以上ありかつ、2階以上の階に就寝施設を有するもの
- 4 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、1、2又は3に掲げる部分を有するもののうち、当該部分。
なお、1から3に該当するものであつても、「高層建築物の計画に対する指導指針について（平成10年4月9日消指導第286号）」の適用を受けるものは、この指針を適用しないこととする。

第4 出火防止対策

1 火気使用

暖房用の火気使用設備器具は、強制対流型ストーブ等の裸火に対応したものとすること（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。）。

2 放火防止

休日、夜間等は、出入口を監視できる体制とし、また、リネン室、機材室、薬品庫等の可燃物を保管する室は、出入口を未使用時施錠できる構造とすること（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。）。

3 防災製品

寝具類（敷布、カバー、布団、毛布類等）、寝衣類及び布製の家具類（ソファ等）は、努めて防災製品を使用すること（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。）。

第5 火災拡大防止対策

1 構造

主要構造部は原則として耐火構造とすること。

2 内装

スプリンクラー設備の設置されない防火対象物にあつては、居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。

3 防火区画等

(1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、次によること。

ア スプリンクラー設備の設置されない防火対象物にあつては、居室の共用廊下等（外気に有効に開放された部分を除く。）に面する開口部は不燃性のものとし、出入口は自動閉鎖式とすること。

イ 火気使用部分（就寝施設内は除く。）は、他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式若しくは火

災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸で区画すること。

ウ リネン室、機材室、薬品庫等の可燃物を保管する室は、他の部分と防火上有効に区画し、開口部は不燃性のものとする。

(2) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分にあつては、(1)アによること。

(3) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、(1)アからウによるほか、次によること。

ア 手術室、分娩室、重症患者集中治療看護室等の患者等の避難が困難な室は、他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式若しくは火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有する防火戸で区画(以下「防火防煙区画」という。)することとし、当該区画内の排煙、空調系統は独立したものとする。

イ スプリンクラー設備が設置されない防火対象物について、就寝施設の存する階を共用廊下等で水平避難が可能となるように2以上に防火防煙区画することとし、当該区画の排煙、空調系統は独立したものとする。

(4) 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、(1)アからウ及び(3)イによること。

4 消防用設備等

(1) 業務用の厨房で使用する油脂を含む蒸気が発生させる恐れのある設備には、フード等用簡易自動消火装置を設置すること。

(2) 気体燃料を使用する厨房には、ガス漏れ警報設備を設置すること。(令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分を除く。)

(3) 非常警報設備のうち非常ベル又は自動式サイレンを設置すれば足りる防火対象物であっても、放送設備を設置すること。(令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分を除く。)

(4) 屋内消火栓設備の設置を要するものにあつては、一人で操作できるものを設置すること。

(5) 防災センター等を有するものにあつては、自動火災報知設備はアナログ式のものを設置すること。(令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分を除く。)

(6) 消火器、屋内消火栓等を廊下等の避難経路に設置する場合は、壁に埋め込むなどの措置を講じること。

(7) 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分のうちスプリンクラー設備が設置されないものにあつては、居室に設ける自動火災報知設備の感知器は煙式とすること。

(8) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち、職員が夜間不在又は少人数となるものにあつては、自動火災報知設備と連動した消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。

第6 避難対策

1 避難バルコニー

スプリンクラー設備の設置されない防火対象物にあつては、就寝施設の外気に面する部分に、次により避難バルコニーを設けること。

(1) 令別表第1(5)項ロ及びロに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、次によること。

ア 避難に際し構造耐力上支障のない構造であること。

イ 手すりの高さを考慮する等、転落防止の措置を講じること。

ウ 奥行きは、0.8m以上とすること。

エ 仕切板を設置する場合は、容易に破壊(例 フレキシブル板4mm以下)又は避難方向に開放できる構造で幅0.6m以上、高さ0.8m以上とすること。

オ 居室からのバルコニーへの避難口は、直接手で開くことができる構造で、幅0.8m以上、高さ1.8m以上、下端の床面からの高さ0.15m以下とすること。ただし、避難上支障がないと認められる場合にあつては、高さ1.2m以上、下端の床面からの高さ0.8m以下とすることができる。

カ 2方向避難を確保するため、避難器具（11階以上の階に設けるバルコニーを除く。）、屋外階段（屋内避難階段で、昭和48年消防庁告示第10号に定める部分を有する避難階段を含む。）又は特別避難階段に接続すること。

(2) 令別表第1(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、避難バルコニーは連続バルコニーとし(1)ア及びイによるほか、次によること。

ア 奥行きは、1.0m以上とすること。

イ 仕切板を設置する場合は、いずれの方向からも容易に開放できる構造で、幅0.8m以上、高さ1.0m以上とすること。

ウ 居室からバルコニーへの避難口は、直接手で開くことができる構造で、幅0.8m以上、高さ1.8m以上、下端の床面からの高さ0.15m以下とすること。

エ 2方向避難を確保するため、避難用のスロープ、すべり台（11階以上の階に設けるバルコニーを除く。）、屋外階段又は特別避難階段に接続すること。

2 火災時の解錠

令別表第1(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分で、居室に施錠をする場合は、自動火災報知設備と連動で解錠し、かつ、宿直室等から手動で解錠できるものとする。

3 避難経路

避難経路となる階段、通路等は、高齢者等の避難を考慮し段差の解消、幅の確保、手すりの設置等の措置を講ずること。

第7 消防活動・救助対策

1 消防用活動空地

はしご付消防自動車が消火・救助活動するために必要な消防用活動空地を「消防用活動空地の指導指針」（平成16年8月消計第129号）に基づき設置すること。

2 エレベーター

エレベーターを設置する場合は、1基以上をトランク付き又はストレッチャーが収納可能なものとする。